

学生生活支援に関する方針

本学が掲げる教育理念・目的を実現するため、生活支援の目標を、学生一人ひとりが充実した学生生活を送り、豊かな人間性を涵養することに置く。その実現のため、以下のことに取り組む。

1. 学生が経済的理由で修学を断念することがないように、大学独自の奨学金制度および授業料減免制度を整備するとともに、学外の奨学金制度を通じた経済支援を行う。
2. 学生の心身の健康問題に対応するため、学生相談室を設置し、専門的スキルを有するカウンセラーを配置し支援を行う。
3. 留学生の生活支援や学修支援のため、授業料減免制度や奨学金制度を整備するほか、留学生相談室を設置し、留学生支援スタッフを配置し支援を行う。
4. 新生の修学面や生活面の不安を解消するため、学生チューター制度を整備し、大学での学習や生活面のサポートを行う。
5. 学生の人間的成長と自発的な活動を促すため、正課外の活動に積極的に取り組むことが出来るよう支援体制の整備を行う。
6. 学生の人権を保障するため、人権に関する専門委員会のもと人権相談員を配置して相談窓口を設けて人権侵害の問題解決に必要な措置を迅速かつ適正に講じる。
7. 障がいのある学生が支援を希望し、合理的配慮の必要性があると認められた場合、関係各部署が連携して、すべての学生が共に学び合うことができるよう可能な支援を行う。また障がいの有無にかかわらず、学生が安全な学生生活を送れるよう設備環境の整備に努める。